明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（**財務**九五）　二

○東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（**厚生労働**一五二）　一〇

○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**八八）　一〇

〔告　示〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（**金融庁**一二二）　二

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**五六〇）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**五六一）　四

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**五六二）　六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**五六三）　六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**五六四）　六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**五六五）　六

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅱ及び附属書Ⅲの改正に関する件（**外務**四〇八）　六

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（**文部科学**一六六）　六

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（**同**一六七）　三

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**一六八）　四

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（**同**一六九）　四

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（**同**一七〇）　四

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（**同**一七一）　四

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**一七二）　四

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（**同**一七三）　四

○学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一七四）　五〇

○学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一七五）　五一

○生産動態統計調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**経済産業**二四六）　五二

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二六八～二七八）　五九

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十三年度幼稚園教員資格認定試験合格者（文部科学省）　八三

平成二十三年度小学校教員資格認定試験合格者（同）　八四

普及指導員資格試験合格者（農林水産省）　八五

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　八五

〔公　告〕

諸事項

官庁

税理士懲戒処分、基本測量関係事項関係　八六

裁判所

破産、免責、再生関係　八九

特殊法人等

独立行政法人放射線医学総合研究所第十期事業年度財務諸表、独立行政法人日本学術振興会平成二十二事業年度財務諸表、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒の処分・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・沖縄弁護士名簿登載・登載取消し・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し関係　一三八

地方公共団体

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六九

会社その他

会社決算公告　一七九